

## 特別委員会規約

一般社団法人日本粉体工業技術協会

### (総 則)

- 1-1. 協会が必要とする特別事業を推進するため、特別委員会を設けることができる。
- 1-2. 特別委員会の設立、廃止は理事会の議決による。

### (委員の選任)

- 2-1. 特別委員会の委員は、本協会会員及びこの事業の推進に必要な学識経験者等より選任する。
- 2-2. 委員長、副委員長（原則として3名以内）は会長が理事会にはかつてこれを決める。
- 2-3. 委員は委員長が専務理事にはかつて原則として協会会員のなかから選任する。

### (期間及び任期)

- 3-1. 特別委員会の期間は、会長が理事会にはかつてこれを決める。
- 3-2. 委員長、副委員長の任期は、特別委員会の期間又は2年の短いほうとし、重任を妨げない。
- 3-3. 委員の任期は前項に準じる。

### (運 営)

- 4-1. 特別委員会は設立にあたり規約を作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 4-2. その他の運営に関する事項は、前項で特に定めるもののほかは委員会規約に従うものとする。

### (会 計)

- 5-1. 会計に関する事項は、4-1項で特に定めるもののほかは委員会規約に従うものとする。

### (付 則)

本規約の改定は理事会の承認を得た日から発効する。

### (付 記)

- 平成 3年 5月 9日制定
- 平成 8年 9月 19日改定（理事会承認）
- 平成11年 9月 16日改定（理事会承認）
- 平成23年 5月 12日一部改定（理事会承認）